

○ 山口県地方警察職員の定数の部内の配分に関する訓令

平成14年1月15日

本部訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、山口県地方警察職員定数条例(昭和32年山口県条例第16号)第4条の規定に基づき、山口県地方警察職員(以下「職員」という。)の定数の部内の配分を定めることを目的とする。

(職員の定数の部内の配分)

第2条 職員の定数の部内の配分は、次のとおりとする。

組 織	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計		
警察本部	72	129	312	232	285	1,030	389	1,419
警察署	42	109	455	686	826	2,118	114	2,232
計	114	238	767	918	1,111	3,148	503	3,651

(その他)

第3条 職員の定数の所属別の配分は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成14年1月15日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日本部訓令第10号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月18日本部訓令第10号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日本部訓令第11号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月26日本部訓令第8号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日本部訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月14日本部訓令第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月5日本部訓令第13号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月18日本部訓令第2号)
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日本部訓令第10号)
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月11日本部訓令第9号)
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日本部訓令第6号)
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月18日本部訓令第14号)
この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日本部訓令第12号)
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月19日本部訓令第36号)
この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日本部訓令第5号)
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月17日本部訓令第7号)
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月15日本部訓令第11号)
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日本部訓令第25号)
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月8日本部訓令第11号)
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日本部訓令第7号)
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月5日本部訓令第8号)
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月5日本部訓令第6号)
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月10日本部訓令第8号)
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月3日本部訓令第6号)
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月1日本部訓令第2号)
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月28日本部訓令第5号)
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。